

福岡県感染拡大防止協力金 よくあるお問合せ(Q&A)

令和3年1月22日(金)20時35分時点

分類	No.	質問	回答	更新日
申請について	1	パソコン、スマホがない場合、申請はどのようにすればいいですか？	郵送により申請できます。 申請書の入手方法や郵送先等につきましては、準備ができ次第公表します。	1/18
	2	申請する際の店舗数はどのように捉えたら良いか？	飲食店又は喫茶店の営業許可証により判断します。	1/18
申請主体について	3	市町村等、地方公共団体は協力金を申請できますか？	対象外ですので、申請できません。	1/18
	4	県外に本社がある企業やNPO法人等は協力金の対象となりますか？	要件を満たせば対象となります。事業者の本社所在地や事業形態は給付要件に含まれていません。	1/18
	5	大企業は協力金の対象となりますか？	要件を満たせば対象となります。事業者の規模は給付要件に含まれていません。	1/18
	6	店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金の申請をすることはできますか？	営業許可を受けている事業者を対象とした協力金ですので、営業委託を受けている方(委託先)は対象外となり、申請することはできません。	1/18
	7	申請者と営業許可証の名義が異なる場合は対象になりますか？	名義が異なる場合は、別途追加で申請者と営業許可証の名義との関係を確認できる書類を提出することにより、認める場合があります。その場合の必要書類については申請時にご確認ください。	1/21
8	要請期間中に事業承継などにより営業主体が変わった場合は対象になりますか？	対象になります。 必要書類については申請時にご確認ください。	1/18	
期間について	9	申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか？	原則、全期間にわたり要請内容に応じた営業時間短縮または休業にご対応いただく必要があります。ただし、やむを得ない理由により、1月16日(土)から要請に応じられない場合、1月18日(月)までに要請に応じた方は協力金の対象になります。	1/21
	10	要請期間中に新たに開業した場合には協力金の対象となりますか？	対象外です。 ただし、やむを得ない理由により、1月18日(月)までに開業し、1月18日から2月7日まで時短営業の要請に応じていただければ、協力金の対象となります。	1/18
	11	要請期間中に廃業した場合には、日割りで協力金の対象となりますか？	対象になりません。	1/21
	12	要請期間中に定休日を含んでいますが、定休日も協力金の対象となりますか？	全期間営業時間短縮を実施していれば対象になります。	1/18
	13	事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか？	複数の対象店舗がある場合は、事業者が複数店舗分を申請していただきます。なお、申請にあたって時短営業した店舗を一括して申請していただく予定です。	1/18
	14	複数店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか？	一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における時短営業へのご協力をお願いいたします。	1/18
	15	協力金の対象となる「飲食店」とはどのような店舗のことですか？	福岡県内に所在する食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗を指します。	1/18
	16	酒類を提供していない店舗は、協力金の対象となりますか？	要件を満たせば協力金の対象となります。	1/18
	17	酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか？	要件を満たせば協力金の対象となります。	1/18

分類	No.	質問	回答	更新日
対象施設について	18	20時を超えて営業している店舗が、20時から翌朝5時までの間、テイクアウトやデリバリーのために切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか？	時短要請の対象となる店舗で、20時から翌朝5時の間、店内で客へ飲食を提供するなどの営業を行わなければ、テイクアウトやデリバリーを行っても対象となります。	1/18
	19	惣菜・弁当などのテイクアウト専門店、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペース、自動販売機(自動販売機で調理を行うホットスナックなど)は協力金の対象となりますか？	対象外です。	1/18
	20	ホテルや旅館の食堂や宴会場の営業を20時までとした場合は、協力金の対象となりますか？	宿泊者以外にも飲食を提供する食堂や宴会場であれば、協力金の対象となります。	1/22
	21	もともと飲食店で20時を超えて営業していたが、コロナの影響により、要請前から一時的にテイクアウト専門に切り替えていた場合は協力金の対象になりますか？	コロナの影響により、要請前から一時的にテイクアウト専門に切り替えている場合は、コロナの影響を受ける以前において夜20時から翌朝5時に営業していたことが確認できる場合は、対象となります。	1/18
	22	飲食店営業許可証は持っていないが、缶ビールやおつまみの提供は行っている。協力金の対象となりますか？(※酒類小売業に区分される、いわゆる角打ちのお店)	対象外です。 協力金の対象は、飲食店営業許可を持つ飲食店としております。	1/21
	23	屋台は対象になりますか？	飲食店営業許可を受けている場合は、「設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)」として、対象となります。	1/21
	24	祭りなどにおいてよく見られるような、テント形式の構造の店舗は、協力金の対象となりますか？	1/21公表のQ&Aにおいて、「飲食店営業許可を受け、飲食スペースを設けている場合であっても、テント形式の構造の店舗は施設とはみなされず、対象外となります。」と記載しておりましたが、1/22から下記のとおり、取り扱いを変更します。  要請した全ての期間有効な飲食店営業許可を受け、飲食スペースを設けて客に飲食させる営業形態の場合は、対象となります。申請時に「店舗の調理設備」および「飲食スペース」を設けていることが分かる写真を提出いただきますので、ご準備ください。	1/22
25	飲食店営業許可が、特殊形態営業の「仮設営業」や「臨時営業」ですが、対象となりますか？	1/21公表のQ&Aにおいて、「営業形態の区分ではなく、店舗施設の構造で判断します。屋台は対象となりますが、祭りなどにおいてよく見られるようなテント形式の構造の店舗は施設とはみなされず、対象外となります。」と記載しておりましたが、1/22から下記のとおり、取り扱いを変更します。  営業許可の区分ではなく、要請した全ての期間有効な飲食店営業許可を受け、飲食スペースを設けているかどうかで判断します。申請時に「店舗の調理設備」および「飲食スペース」を設けていることが分かる写真を提出いただきますので、ご準備ください。  なお、全期間にわたり営業時間短縮または休業にご対応いただく必要があることから、「臨時営業」の場合は、全期間分の営業許可証の写しが必要となる点を特にご留意ください。	1/22	
26	もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか？	対象外です。ただし、もともと20時以降営業していたにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため時短要請以前から一時的に営業時間を短縮し、20時以降の営業を行っていない場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び20時以降営業していたことを証明する書類を別途提出してください。	1/18	

分類	No.	質問	回答	更新日
営業時間短縮の態様について	27	金曜日以外は、18時・19時で店を閉めるが、金曜日のみ居酒屋になり、22時ごろまで営業をしている。この場合は、助成金の対象となるのか。	対象となります。	1/22
	28	営業時間は9時から20時で、酒類提供時間も同じく9時から20時である。この場合、要請内容どおり酒類提供時間を11時から19時とすることで、協力金の対象となりますか？	対象外です。 協力金の給付要件として、「①福岡県内において、夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている要請対象施設を運営する事業者であること」とあるため、酒類提供時間の短縮のみに応じた場合は対象となりません。	1/21
	29	20時以降に料理を提供せず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の対象となりますか？	対象外です。20時から翌朝5時の間、店内で客へ飲食を提供するなどの営業を控えていただく必要があります。客に対し、20時までに退店いただくようご案内ください。20時以降店舗に客がいない状態にすることが時短営業の要請です。また、酒類の提供は11時から19時までです。ご注意ください。 なお、20時に営業が終わり、お客様がトイレ、タクシー待ちで退店しきれずに店内にいる程度であれば、問題ありません。	1/22
	30	酒類の提供は19時オーダーストップなのか、19時に酒を下げる必要があるのか。キープボトルはどうすればよいか。	19時までに最後の酒類の提供を終える必要があります。19時以降20時までの間に客の手元にある酒類（キープボトル含む）を下げる必要はありませんが、20時までには客が退店する必要がありますのでご注意ください。	1/18
	31	終日休業とした場合は協力金の対象となりますか？	要請期間が開始する前に夜20時から翌朝5時の間に営業していた店舗を終日休業とした場合、対象となります。	1/18
	32	もともと20時を超えて営業していたが、コロナの影響により、要請前から休業しており、要請期間開始後も引き続き休業している場合は協力金の対象になりますか？	コロナの影響により、要請前から一時的に休業し、要請期間開始後も引き続き休業している場合は、コロナの影響を受ける以前において夜20時から翌朝5時に営業していたことが確認できる場合は、対象となります。	1/18
	33	申請に必要な書類について教えてください。	申請に必要な書類は、次のとおりです。 詳細につきましては、後日公表する募集要綱等をご確認ください。 ①本人確認書類の写し(運転免許証など)※個人事業者のみ ②通帳の写し ③確定申告書の写し (開業後間もないため、申告時期を迎えていない場合は、開業届又は法人設立届の写し) ④店舗の外観全体(社名や店舗名)が分かる写真 ⑤飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し ⑥営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど) ⑦酒類の提供時間が分かる書類の写し又は写真(メニュー表など)※該当する飲食店のみ	1/18

分類	No.	質問	回答	更新日
申請に必要な書類について	34	申請に必要な書類の「確定申告書の写し」とは、具体的にどの部分が必要か？	<p>●法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の「法人税確定申告書別表一(一)」の写しを提出してください。</li> </ul> <p>●個人事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の「確定申告書B第一表」の写しを提出してください。</li> </ul> <p>※收受日付印が押されている必要があります。</p> <p>※電子申告(e-TAX)の場合は、「受信通知(メール詳細)」と上記確定申告書の写しを提出してください。</p> <p>※直近の確定申告書が提出できない場合は、次の書類を提出してください。</p> <p>法人の場合・・・「法人設立設置届出書」の写し 個人事業者・・・「開業届」の写し</p> <p>※「法人設立設置届出書」の写し、「開業届」の写しが提出できない場合は、直近の経理帳簿(3か月分)の写しを提出してください。</p>	1/22
	35	申請に必要な書類の「開業届」とは、どのような書類ですか？	開業届とは、新たに事業を開始したときなどに、事業者から税務署に提出する「個人事業の開業・廃業等届出書」を指します。この書類の写しをご提出ください。	1/22
	36	HPなどで公表されている必要書類について、事情があつて提出できない場合、対象とはならないのですか？	給付要件を満たしていることの確認のための書類ですので、代替書類があれば審査時に対応いたします。	1/18
	37	営業時間を確認ができるホームページは、自社のホームページではなくGoogleやグルメサイト、フリーペーパーのコピーの営業時間でもよいですか？	構いません。	1/22
	38	屋台を休業した場合、休業の状況が分かる写真はどのようにすればいいですか？	屋台を閉じた状態等の写真を提出してください。	1/18
	39	確定申告書も開業届(または法人設立届)も無い場合はどのようにすればいいですか？	売上帳簿等、営業実態があることを確認できる書類を提出いただきます。詳細は申請時にご確認ください。	1/18